　　河川法第５５条第１項の許可申請留意事項

　　　　（河川保全区域内の工作物設置、土地の形状変更）

申請対象

◎　河川保全区域内において、工作物の設置または改築を行う場合

◎　河川保全区域内において、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状変更を行う場合

留意事項

○　河川保全区域とは、河川区域線から２０ｍの区域（堤内側）。

○　河川保全区域内において、次の行為は申請対象外である。

　（河川法施行令第３４条）

　・　耕耘

・　河川区域線（河川管理施設の敷地）から５ｍ以上離れた土地における次の行為

①３ｍ以内の盛り土

②１ｍ以内の掘削及び切土

③軽微な工作物（木造住宅等）の新築、改築　等

○　河川放流がある場合には注意すること。